

「くさつ景観百選」追加募集分(追加7点+更新2点)の選定要領

(目的)

草津市において、景観を生かしたまちづくりを推進し、美しい景観を市民共通の財産として次世代に引き継いでいくため、市民が誇りに感じる「都市景観」「田園景観」「まちなみ」「自然風景」「眺望」「暮らしの風景」「建造物や樹木」など、大切にしたい、草津市ならではの景観を募集し、「くさつ景観百選」を選定することを目的とする。

なお今回は、現在の「くさつ景観百選」のうち7点が、市の発展に伴い、見ることができなくなったので、その補充を行う。

また、「新都心、南草津駅西口」と「旧東海道のまちなみ」の2点は、建物の新築や改築により少しまちなみが増えているため、場所そのままに写真の更新を行う。

(募集期間)

平成27年4月1日～平成28年1月31日

(募集状況)(平成28年1月31日現在)

- ・新たに加える景観 20点
- ・写真変更する景観(南草津駅西口と東海道のまちなみ) 各1点

(選定方法)

15名の景観審議会委員に、8種類の分野(都市景観、田園景観、自然景観、眺望、まちなみ景観、くらし景観、建造物、樹木)に分けた応募作品を、分野ごとの選考基準をもとに4段階で評価してもらう。(分野ごとの選考基準については別紙参照)

原則として、合計点の上位7点を「くさつ景観百選」として選定する。ただし、上位7点でも最低評価の多いものや、8位以下でも最高評価の多いもの、委員の推薦などがある場合は、この限りではない。審議会に諮り決定するものとする。

同点により、候補が8点以上あがった場合は、審議会でも7点に絞る。

また、上位7点として選ばれた景観の中で、場所が重なるものがある場合は、対応を次の中から審議会でも決定する。

- ・そのまま別の景観として取り扱う
- ・組み写真として1つの景観として取り扱い、不足分は8位以下のものが繰り上がる
- ・重なるのものうち下位の写真は選定せず、代わりに8位以下のものが繰り上がる

(スケジュール)

- 2月8日(月) 秋山会長事前説明
確認後、全委員の方へ候補写真と採点表を送付
- 2月16日(火)～19日(金) 委員事前説明
その際に採点表を回収
- 2月25日(木) 景観審議会開催
上位7点を発表
審議会で7点を決定
- 景観審議会以降 速やかに記者提供、HPで公表、パンフレット校正・印刷

(外れた作品の取扱い)

「くさつ景観百選」の別枠として「記憶しておきたい景観」を設け、ただ省くのではなく、かつてのくさつ景観百選として残していく。

(写真更新の2点について)

複数の応募があれば、どの写真が最もふさわしいか評価いただく予定でしたが、募数が各1点であることから、変更について異議の有無を事前に伺い、決定する。

(コメントの取扱い)

採点表にあるコメント欄は、公表する際に選ばれた理由を添えるために設ける。審議会委員は「くさつ景観百選」にふさわしいと評価(4段階評価で3・4)した作品についてコメントを記入する。

コメント欄や審議会でいただいた意見を事務局でまとめ、写真に添えて公表する。

(今後の方針について)

景観は、市の発展に伴い変化していくものである。

「くさつ景観百選」は、現在の草津市の景観の良さを伝えるためのものであるため、見ることができなくなってしまった景観があれば、その都度、市民の方々に新しい景観を応募していただき、「くさつ景観百選」を更新していく予定である。ただし上記にもあるように、ただ省くだけではなく、かつて草津市で見ることができた景観として残していく。